

2020年3月23日  
国際タ第2-11号

各位

(当施設内で各種検査業務に携わる皆様)

### 那覇港公共国際コンテナターミナル設備利用についてのお知らせ

那覇国際コンテナターミナル株式会社

那覇国際コンテナターミナル株式会社は、港湾機能強化の一環として、この度施設内で実施される各種検査業務に供する雨除け日除けテントを整備いたしました。雨天時の検査や夏場の熱中症予防対策として、植物検査、動物検査、税関検査、食品検査等に活用願います。使用にあたっては、以下の記載及び添付をお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。尚、複数の利用者により利用の日時が重複する場合は、それぞれの利用者間でご調整くださるよう、併せてお願いいたします。

一記一

#### <使用の申請について>

使用希望者は別紙様式の使用申請書に必要事項を記載の上、毎年3月31日までに当年4月1日から翌年3月31日までの1年間の使用申請を那覇国際コンテナターミナル株式会社に提出願います。

#### <使用規則>

使用に係る争議等を避けるため、別表に使用規則を定めますので、熟読の上遵守の徹底を願います。

#### <使用料>

使用料は当分の間徴収いたしませんが、情勢に応じて使用料を定める場合は速やかに使用者各位に通知するものといたします。

以上

別 表

設備（貨物検査用雨除け日除けテント）使用規則

那覇国際コンテナターミナル株式会社（以下「甲」という）と設備利用者（以下「乙」という）は、甲が自らの費用で制作し所有する設備等（以下「設備」という）の利用に関し、次のとおり協定する。本使用規則は使用の状況に応じて甲が変更する場合があり、甲はその変更を乙に通知し、乙はその変更に従うものとする。

1. 設備の保定場所：

設備の保定場所は、甲が施設内の状況を考慮し定める場所とする。

2. 保定場所での保定状態：

強風で動かないよう、ウエイト下部の桟にスリングベルトで保定する。

3. 設備の使用について：

使用時は、キャスターのストッパーを解除し保定場所から検査するコンテナのドア口まで移動する。コンテナドア口でキャスターをストッパーで固定し、天井部側面部のテント地を広げて使用する。

4. 使用後の処置：

使用終了後、風の強さに応じて側面部、天井部のテント地を巻き上げて支柱と桟に保定し、保定場所へ移動、スリングベルトで固定する。

5. 安全の確保：

- ① 冷凍コンテナエリアのストラドルキャリア通行側では、接触事故等がないよう、乙はテントの移動に特段の注意を払う。
- ② 強風時の天井側、側面側のテント地巻き上げ時に、乙は脚立から落下する等の事故がないよう安全を十分に確保し作業を行う。
- ③ 乙の安全確保は乙の自己責任とし、万一事故や被害が発生しても甲はその責任を負わない。

6. 不具合等の報告：

設備の使用で不具合等が発生した場合、乙は甲に書面をもって速やかに不具合の箇所、内容、発見日時、状況を報告する。乙による使用の不備で発生した不具合や故障の修理、または使用に伴い第三者に損害等が発生した場合は、乙がその費用と責任をもってこれを解決することとし、甲はその責任を負わない。

別 紙

設備（雨除け日除けテント）使用申請書

令和 年 月 日

那覇国際コンテナターミナル株式会社  
管理者殿

申請者社名 :

住所 :

責任者名 :

電話番号 :

次の通り設備の使用を申請いたします。

使用にあたっては、別表の使用規則を遵守いたします。

1. 使用期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 作業担当者 : 会社名

担当責任者氏名

担当責任者の所属、役職

担当責任者の連絡先

3. 主な取扱貨物 : 相手先国

品目

用途

1回当たりの設備利用時間